

## トータルビューティー健康保険組合が認める、「直接的必要経費」一覧表

### 【自営業者等の収入について】

◎健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円(60歳以上・障がい年金受給者は180万円)未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。

◎健康保険における、自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額』となっております。

「直接的必要経費」とは、原材料費など、その経費がなければ事業が成り立たないと認められ、実際に金銭が支出している経費のことをいい、税法上の経費とは異なります。

よって、当健康保険組合では「直接的必要経費」の判断をするために、必ず確定申告書、収支内訳書(損益計算書)などの提出を求めています。(自営業者の収入については、市区町村で交付される所得証明では判断ができないこともあるためです。)

当健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」(または「損益計算書」)の各所得別に定めております。(詳細は以下【一覧】参照)「収支内訳書」(または「損益計算書」)の「収入金額」から、各「経費」の額を差し引いて、収入を計算してください。

### 【一覧】

「○」…直接的必要経費として認める経費

「△」…備考欄の条件を満たした場合に、直接的必要経費として認める経費

「×」…直接的必要経費として認めない経費

※認定可否が「○」の科目は、原則、その裏付けとなる資料は添付不要ですが、必要に応じて求める場合があります。

※認定可否が「△」「×」の科目で直接的必要経費として申告するものや収支内訳書当の経費欄の項目にない「経費」については個別に判断いたしますので、「**直接的必要経費申告書**」を提出してください。

#### ■一般所得用

経費科目	認定可否	備考
地代家賃	△	自宅と事業所が同一の場合、事業所負担分と自宅負担分が明確にできる書類が添付された場合に限り経費として認める。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	自宅と事業所が同一の場合、事業所負担分と自宅負担分が明確にできる書類が添付された場合に限り経費として認める。
旅費交通費	△	通勤に伴う費用は直接的経費として認めない。混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にて、自己申告ください。
通信費	△	自宅と事業所が同一の場合、事業所負担分と自宅負担分が明確にできる書類が添付された場合に限り経費として認める。
広告宣伝費	△	原則認めない。ただし、職種等により個別に判断する。
接待交際費	×	
損害保険料	△	原則認めない。ただし、職種等により個別に判断する。
修繕費	△	事業用に限り直接的必要経費として認める。
消耗品費	△	自宅と事業所が同一の場合、自宅用は直接的経費として認めない。用途(事業用・自宅用)が混在している場合、「直接的必要経費申告書」にて、自己申告ください。
減価償却費	△	原則認めない。ただし、当該年度に購入したものに限り個別に判断する。
福利厚生費	×	
給料賃金	×	
外注工賃	○	
貸倒金	×	
雑費	△	原則認めない。ただし、内容により個別に判断する。